

## 日本発中国行き PCR 検査の実施概要

2021.1.6

●7月20日、「外国籍の乗客はPCR検査の陰性証明を以て、中国在外公館に健康状況声明書を申請する」との中国政府公告がありました。日本においては運用が遅れておりました。

●9月9日、中国駐日本大使館は中国民用航空局、海関総署、外交部の公告に基づき、2020年9月25日(25日当日を含む)より、日本から中国へ渡航する中国籍及び外国籍の旅客は、3日以内(発行日を基準とする)の新型コロナウイルスPCR検査陰性証明が搭乗手続の際に必要と発表しました。

●11月8日搭乗分より搭乗2日前以内の検査結果、ダブル陰性証明が必要となりました。

日本から中国に渡航するすべての乗客は、航空機搭乗前2日以内検査の新型コロナウイルスPCR検査及び血清IgM抗体検査のダブル陰性証明の取得が義務付けられました。

<変更点>

(変更前) 搭乗前3日以内に発行されたPCR検査の陰性証明

(変更後) 搭乗前2日以内に検査したPCR検査および抗体検査のダブル陰性証明

<搭乗日・検査発行日 例>

11/8に搭乗の場合、11/6～11/8の間の「検査と証明書の発行」が必要

搭乗に「PCR検査及び抗体検査」の陰性証明が必要(中国大使館)

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lsfu/t1828630.htm>

ダブル陰性証明提示による搭乗に関するQ&A(中国大使館)

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lsfu/t1828632.htm>

●12月1日より搭乗手続きにはダブル陰性証明をアップロードし取得する「健康コード」が必要となりました。

日本から中国へ出発される中国籍・日本を含む外国籍の乗客は、航空機への搭乗2日前以内(検体採取日から起算)の新型コロナウイルスPCR検査陰性証明及び血清特異性 I g M

抗体検査陰性証明のダブル陰性証明書取得後、ご自身で専用サイトまたはQRコードより中国駐日本大使館・総領事館に“HS”または“HDC”マークのグリーン健康コードを申請、取得し、コードの有効期間内に航空機に搭乗する必要があります。これまでの紙媒体の陰性証明は12月1日以降一切適用されません。

中国大使館（最新：日本から中国へ行く乗客へお知らせ）

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/tztgs/t1836108.htm>

詳細ならびに病院リストは、駐日中国大使館のホームページにてご確認ください。

（病院リストは一部変更されています。必ず最新のものをご確認ください）

※弊社ではダブル陰性証明取得後の、健康コード取得代行サービス(有料)を承っております。

